

皆さまのハッピーリタイアメントを応援する

# Road to happy retirement

お金を賢く使い、生涯にわたり豊かに生活するための“お金”、“ライフプラン”に関する情報をお届けします。お金が貯まる習慣、知識を身につけ、より豊かな人生を送りましょう！ハッピーリタイアメントの実現を応援します！



## 今月のトピックス

① iDeGo の改正・拡充後 1 年の現状と 2018 年の改正点

② 岩本の独り言



いつもお世話になり、誠に有難うございます。

GWもあっという間に終わってしまいました、皆さましっかり社会復帰されていますか(笑)？

夏休みまで(笑)、がんばっていきましょう！

さて、国内政治のゴタゴタもなんのその、株式市場は堅調を取り戻しています。

森友だ、加計学園、財務省、まあ、聞き飽きたというところなのでしょうか？

まあ、株価どうこうはさておき、国会の場をもっと建設的な時間に費やして欲しいと願っているのは私だけではないでしょう。

とはいえ、前年までは、死角無しに見えた安倍政権もこの先は不透明。

さらに、アメリカ(トランプ政権)、ヨーロッパ(イタリア)にも火種がくすぶっています。



いつもたくさんのご紹介ありがとうございます。  
皆さんとのご縁はとて有り難く思います。日々の生活やお金に関する事で不安を感じている方がおられたら是非ご紹介ください。未来の自分、そして、家族のために賢いお金の使い方、ふやし方、守り方をアドバイスします。

加えて、新興国通貨(トルコなど)の暴落などの話題も飛び出しています。

まあ、問題がない時なんてありませんが、いずれにしても、いいことばかりは続かないし、一方で悪いことばかりでもありません。

私達の目標ハッピーリタイアメントはずっと先。慌てず騒がず、のんびりコツコツと実践していきましょう。

私達も全力で皆様のハッピーリタイアメントの実現をサポートしてまいります。

**岩本 貴久**

追伸

皆さんとのご縁、ご紹介いただいたことに対するご縁はとて有り難く、大切にしたいと思っています。私どもが最も役に立てること、それは、保険やライフプランについての正しい情報提供を行うこと。それらを通じ、皆様、そして皆様の大切なお知り合いのお役に立てればと思います。

東海FPセンター

<http://www.tokaijp.com>

### ◆貯金に関するご相談は…

#### 60歳または、65歳から掛け金の1.5倍の年金を受け取る方法

「1.5倍の年金の相談」と声をかけてください。  
(年金に限らず、中長期の貯金全般です。)

E-mail : [t-iwamoto@tokaifp.com](mailto:t-iwamoto@tokaifp.com)

URL : <http://www.tokaifp.com/jinenkin/>

岩本携帯 : 090-4082-7007

## iDeCo 改正・拡充後1年の現状と2018年の改正点

個人型確定拠出年金は2017年(平成29年)1月に大きく制度改正されました。厚生労働省が制度の愛称を定め、「iDeCo(イデコ)」と呼ばれるようになって1年。今回は改正後の状況を振り返った上で、2018年の改正点について確認しておきましょう。

### 確定拠出年金の概要

日本の確定拠出年金が制度として施行されたのは、2001年(平成13年)のことです。

確定拠出年金には、主として企業が掛金を拠出する「企業型」と個人が掛金を拠出する「個人型」があります。

厚生年金基金や国民年金基金等の確定給付型の制度とは異なり、毎月の拠出金を各自で運用する点が特徴です。

企業型確定拠出年金では企業が拠出する掛金をどのような金融商品で運用するか、企業の掛金に上乗せ拠出(マッチング拠出)するかを加入者が決めます。

「個人型」では毎月の掛金、運用する金融商品に加え、利用する金融機関についても加入者が決めて運用します。

掛金の全額所得控除、運用益の非課税再投資、60歳以降の受け取り時の所得税軽減等、税制上のメリットを活用し、老後の資産形成を行うことができます。

施行から15年以上が経過し、企業主導で採用される企業型確定拠出年金は徐々に普及してきています。

一方、主に個人事業主等を対象とした「個人型」については、加入対象者が限定的であり、「企業型」と比べて制度の改善も少なかったため、認知度・普及率ともに高いとは言えない状況でした。

### 2017年改正・拡充の概要

加入者の利便性を高め、普及を図るため、2017年1月に改正法が施行されました。大きな改正点は、個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入対象者の拡充です。

これまでの対象者は国民年金第1号被保険者と国民年金第2号被保険者の一部の人に限定されていましたが、改正により、企業年金を実施する企業の会社員や公務員、専業主婦など、基本的には国民年金に加入する60歳未満のすべての人(企業型確定拠出年金に加入している場合、企業型年金規約の定めによる)が加入できるようになりました。

#### iDeCoの拠出限度額について

加入対象者	拠出限度額
国民年金第1号被保険者	月6.8万(年81.6万)
国民年金第2号被保険者	
・会社に企業年金がない	月2.3万(年27.6万)
・企業型DCに加入	月2.0万(年24万)
・DBと企業型DCに加入	月1.2万(年14.4万)
・DBのみに加入	
・公務員等	
国民年金第3号被保険者	月2.3万(年27.6万)

出所：国民年金基金連合会 HP

### 2017年の加入者数等の推移

では、改正後の1年間でどのような変化があったかをデータで確認してみます。

	2016.12月 時点	2017.12月 時点	増加率
第1号加入者	77,249	111,327	44.1%
第2号加入者	229,065	614,877	168.4%
うち共済組合員	-	133,622	-
第3号加入者	-	18,486	-
合計	306,314	744,690	-

出所：国民年金基金連合会「加入者数等について」

改正前の2016年末まで十数年間の加入者は約30万人にとどまっていたましたが、2017年は一気に約75万人まで増加しました。

対象者が増えたため当然の結果とも言えますが、制度改正の影響は大きかったようです。

加入者の推移を、もう少し詳しくみていきましょう。

まずは、新規に加入対象となった第3号被保険者ですが、18,486人の加入者数は、約900万人の第3号被保険者全体に対して0.2%と非常に低水準です。

毎月1,000～2,000人の増加傾向にあるとは言え、ほとんどの人にとっては「関心がない」か「認知されていない」状況です。

専業主婦等課税される所得がないケースでは、拠出による節税効果が無いため、1号、2号の人に比べ、メリットが薄いことが影響しているのかもしれませんが。

直接的には改正が関係していない第1号被保険者について。

111,327人という人数だけを見ると、第3号被保険者と同様で、全体数約1,600万人に対する加入割合は低水準と言えます。

しかし、改正後の加入状況には少し変化が見られます。

改正前の新規加入者は概ね毎月1,000人程度でしたが、改正後は毎月2,000～5,000人の増加が続いています。

決して大きな数字ではありませんが、これまで関心のなかった第1号被保険者の中でiDeCoが認知されてきている結果かもしれません。

なお、第1号被保険者のうち、iDeCoや国民年金基金に加入している人は単純に合計しても50万人程度で、第1号被保険者全体の約3%となっています。

改正の影響が一番大きく現れたのは第2号被保険者です。

全体の人数614,877人のうち、20%超は改正後に新規加入した共済組合員（公務員等）であり、加入者数133,622人は、共済組合員約440万人に対し3%の水準となっています。

いずれにしても、まだまだ一般に普及しているという状況ではなく、制度として発展させていくためには、まだまだ時間がかかると言えるでしょう。

## 2018年1月改正のポイント

昨年までの確定拠出年金は、個人型も企業型も加入者の分類ごとに毎月の拠出限度額が設定されていました。

限度額を超えて拠出することも、限度額に満たなかった場合に翌月以降へ繰り越すこともできませんでした。

2018年1月からはこの点が緩和されて、毎月の拠出限度額ではなく、年単位の拠出限度額へ変更となりました。

